

品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱

制定 令和6年7月12日 区長決定
要綱第277号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の分譲マンションおよび賃貸住宅等（以下「共同住宅」という。）の所有者等に対し、エレベーターのかご内に設置するエレベーター用防災チェアを無償で配布することにより、エレベーターへの閉じ込め対策を支援し、共同住宅における防災対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エレベーター用防災チェア 地震等でエレベーターが停止し、閉じ込めが発生した際に、エレベーターのかご内で復旧を待つ間に活用するための保存水および簡易トイレ等の非常用品を収納した椅子型ボックスをいう。
- (2) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条もしくは第65条に規定する団体または第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 所有者等 賃貸住宅の所有者もしくは当該賃貸住宅を管理運営する事業者、マンションの管理組合等または共同住宅に居住している住民で構成されている団体をいう。
- (4) 配布 対象となる共同住宅にエレベーター用防災チェアを無償で譲渡することをいう。

(配布対象となる共同住宅)

第3条 配布の対象となる共同住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件に適合する共同住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- (2) 現に住宅として使用されていること。
- (3) 住宅に係る部分の床面積の割合が、当該住宅の床面積（共有部分を除く。）の5割を超えていること。
- (4) エレベーターが設置されており、かつ、エレベーター用防災チェア等、エレベーターのかご内に災害発生時の非常用品を備えた容器等を設置していないこと。
- (5) 3階建て以上かつ住戸数15戸以上であること。

(配布対象者)

第4条 配布対象者は、対象住宅の所有者等とする。

(配布の申請)

第5条 配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区エレベーター用防災チェア配布申請書（第1号様式）に、次に掲げる必要書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 対象住宅の平面図
- (2) 対象住宅の管理規約の写し（申請者が管理組合等の場合に限る。）

(3) エレベーターのかご内に災害発生時の非常用品を備えた容器等を設置していないことが分かる写真

(4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の共同住宅につき1回までとし、1棟につき1台を上限とする。

(配布決定および通知)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、申請内容の適否を確認し、適当と認める場合は品川区エレベーター用防災チェア配布決定通知書（第2号様式）により、適当と認めない場合は品川区エレベーター用防災チェア配布不決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(配布決定の取消し)

第7条 区長は、エレベーター用防災チェアの配布を受けた者（以下「配布決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、配布決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により配布を受けたとき。

(2) 配布されたエレベーター用防災チェアを転売する等、他の用途に使用したとき。

(3) 配布決定の内容またはこれに付した条件と異なるとき。

(4) この要綱またはその他法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第7条の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき。

(6) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定によりエレベーター用防災チェアの配布決定の全部または一部を取り消したときは、品川区エレベーター用防災チェア配布取消通知書（第4号様式）により、配布決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 配布決定者であって、前条第1項の規定により配布決定の取消しを受けたものは、区長が定める期限までにエレベーター用防災チェアを返還しなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定により配布決定を取り消した場合において、既にエレベーター用防災チェアが配布されているときは、品川区エレベーター用防災チェア返還通知書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第9条 配布決定者は、エレベーター用防災チェアに収納されている非常用品の定期的な交換等、災害発生時に有効に活用できる状態を保持するため、適切な維持管理をするものとする。

2 エレベーター用防災チェアが、破損等で使用ができなくなった場合は、配布決定者が修繕、廃棄等を行うとともに、費用を負担するものとする。

(調査)

第10条 区長は、この要綱による配布決定者に対し、必要な調査を行い、資料の提出を求めることができる。

(管理台帳)

第11条 区長は、エレベーター用防災チェアの配布に関し必要な台帳等を整備するものとする。

る。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から適用する。

品川区長あて

共同住宅名称
 団体名
 (管理組合等)
 代表者氏名
 (又は所有者氏名)

品川区エレベーター用防災チェア配布申請書

品川区エレベーター用防災チェア配布事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。
 記

| | | | | |
|---|------------------------------|---|---|---|
| 1 共同住宅の状況 | <input type="checkbox"/> 持ち家 | <input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| | <input type="checkbox"/> 賃貸 | <input type="checkbox"/> 賃貸マンション | <input type="checkbox"/> 賃貸アパート | <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 住戸数 | 戸 | 階数 | 地上階 |
| | エレベーター用チェア設置の有無(※2) | | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない | |
| 2 納品先 | 住所 | 〒 品川区 | | |
| 3 連絡担当者(※3) | 氏名 | / 電話番号 () | | |
| | 住所 | 〒 | | |
| 本申請書の提出に当たり、次のことに同意します。 <input type="checkbox"/> エレベーター用防災チェア納品時は、連絡担当者が必ず立ち会うこと。 <input type="checkbox"/> エレベーター用防災チェアは納品場所で必ず使用し、転売する等他の用途に使用しないこと。 <input type="checkbox"/> 申請者の責任において、収納品(非常用品)の定期的な交換等、災害発生時に有効に活用できる状態を保持すること。 <input type="checkbox"/> 破損等により廃棄する場合は、申請者の負担とすること。 <input type="checkbox"/> その他品川区エレベーター用防災チェア配布事業実施要綱を遵守すること。 | | | | |

- ※1 申請は1回のみ、共同住宅内に設置しているエレベーターが対象となります。
- ※2 エレベーター用防災チェアの非常用品が既に設置されているエレベーターは申請対象になりません。
- ※3 配布決定通知書の送付や納品の日程調整等の連絡をします。
 郵便物や連絡が必ず付く住所及び電話番号を記載してください。

| 5 マンション管理組合、共同住宅所有者等確認欄 | |
|---|---|
| 上記共同住宅が「品川区エレベーター用防災チェア配布実施要綱」によりエレベーター用防災チェアを、当該共同住宅に設置することを承諾します。 | |
| 住所 | |
| 団体名/氏名 | / |
| 電話 | |

※4 持ち家（分譲マンション）の場合は、管理組合の承認を受けてください。

※5 賃貸住宅の場合は共同住宅所有者、公営住宅の場合は自治会等の承認を受けてください。

| | | | |
|---------------|------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 6 添付書類 確認欄 | 共通書類 | 共同住宅平面図 1部 | <input type="checkbox"/> |
| | | 設置予定のエレベーターかご内が見える写真 1部（棟数分） | <input type="checkbox"/> |
| | 持ち家 （分譲マンション） | マンション管理組合規約 1部 | <input type="checkbox"/> |
| | 賃貸 | 共同住宅所有者が確認できるもの （登記簿謄本等） 1部（※6） | <input type="checkbox"/> |

※6 登記事項証明書を提出される場合は、所有者の氏名が記載されているか必ず確認のうえ提出ください。また、登記事項証明書の所有者と代表者氏名が異なる場合は、管理が委託されていること等が証明できる書類の写しを合わせて提出ください。

以下、品川区記入欄

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
|------|--|

| |
|-----|
| 收受印 |
| |

第2号様式（第6条関係）

号
年 月 日

共同住宅名称

団体名

(管理組合等)
代表者氏名

(又は所有者氏名)

品川区長

品川区エレベーター用防災チェア配布決定通知書

年 月 日付で申請のあったエレベーター用防災チェア配布について、品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたので通知いたします。

| | |
|-------|---|
| 共同住宅名 | |
| 配布台数 | 台 |

注意事項

- (1) エレベーター用防災チェア納品時は必ず立会い、商品に関する説明を受けてください。
- (2) 収容している備蓄品の定期的な交換や維持、管理については共同住宅でお願いします。
また、本体の破損等による修繕や廃棄は共同住宅で行ってください。
- (3) 納品は配布決定から、2か月以内に行います。
- (4) 納品の日程調整は、連絡担当者で行います。

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

共同住宅名称 _____

団体名
(管理組合等) _____

代表者氏名 _____

(又は所有者氏名) _____

品川区長

品川区エレベーター用防災チェア配布不決定通知書

年 月 日付で申請されましたエレベーター用防災チェア配布申請書について、審査した結果、品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり配布しないことを決定いたしました。

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 配布対象となる共同住宅に該当しないため |
| <input type="checkbox"/> | 既にエレベーターのかご内に災害発生時の非常用品を備えた容器等が設置されているため |
| <input type="checkbox"/> | (その他) |

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

共同住宅名称

団体名
(管理組合等)

代表者氏名

(又は所有者氏名)

品川区長

品川区エレベーター用防災チェア配布取消通知書

令和 年 月 日付で決定したエレベーター用防災チェアの配布について、品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱第7条の規定に基づき、以下の理由により取り消したので、通知します。

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 偽りその他不正の手段により配布を受けたため |
| <input type="checkbox"/> | 配布されたエレベーター用防災チェアを転売する等、他の用途に使用したため |
| <input type="checkbox"/> | 配布決定の内容と異なっていたため |
| <input type="checkbox"/> | 品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱又はその他法令に基づく命令に違反したため |
| <input type="checkbox"/> | (その他) |

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

共同住宅名称

団体名

（管理組合等）

代表者氏名

（又は所有者氏名）

品川区長

品川区エレベーター用防災チェア返還通知書

品川区エレベーター用防災チェア配布事業要綱第8条の規定に基づき、配布したエレベーター用防災チェアについて、返還を求めます。

1. 返還理由

2. 返還期限

年 月 日（ ）

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：